

議案第36号

協議項目23 「各種事務事業の取扱いに関する事  
業について」のうち、住民部会の所管する  
事務事業について

協議項目23 「各種事務事業の取扱いに関する事  
業について」のうち、住民部会の所管する事務事業について、次のとおり定める。

平成20年7月3日提出

前橋市・富士見村合併協議会  
会長 高木政夫

国民健康保険税の取扱い

国民健康保険税の税率については、合併年度はそれぞれの市村の例によ  
り、平成22年度に統一するものとする。